

## 内部通報制度 Speak Up Procedure

アラップは、当社事業における不正行為や不適切な状態を通報するための内部通報制度 Speak Up Procedure を定めています。

本制度の対象となる行為には、以下のものが含まれます：

- 詐欺
- 腐敗行為・贈収賄
- その他刑事・民事を問わず違法な行為
- アラップの [倫理行動規範](#) または [ビジネス・インテグリティ行動規範](#) に違反する行為
- カンボジア、中国本土、香港、日本、マカオ、モルディブ、フィリピン、韓国、タイ、ベトナムに所在するアラップ・グループ各社に関連する不正行為および不適切な状態に相当するその他の行為。開示の対象となる行為は、法律に違反するものである必要はありません。

個人的な業務上の不服は、Speak Up Procedure の対象ではありません

アラップとの現在または以前の雇用における個人的な苦情や不満であって、企業としてのアラップや他の従業員に影響がない懸念や問題は、1列目に記載された本制度の対象となる行為と関係がないかぎり、Speak Up Procedure の対象にはなりません。業務に関係する個人的な不満の例には、以下のような懸念が含まれます。

- 他の従業員との人間関係のもつれ
- 懲戒処分
- 昇進や転勤

1列目に記載された本制度の対象となる行為について、内部通報者となることができるのは：

- 現在アラップの役員または従業員である者、または過去にそうだった者
- アラップと現在または過去に契約のある供給会社・請負会社（これには当該企業の従業員も含み、さらに従業員だけに限定されません）
- 上記のいずれかの者の配偶者、親族または被扶養者

Speak Up Procedure は、当社事業や所属する個人の行為に関する懸念を共有する手段を提供します。現地の法律や、通報された問題を調査するために十分な証拠が提供されているかどうかにより、匿名での通報も可能です。

わたしたちは透明性の高い企業文化を重んじており、Speak Up Procedure を通じて、問題や懸念について表明することを奨励しています。

通報手続 Speak Up Procedure を行うには [ここをクリックしてください](#)。

「懸念があるときは、それを無視せずに知らせてください。あなたのみならず、組織やあなた以外の人々にとって有害となりうる深刻な状況を防ぐことができます」